

積立式外貨普通預金規定

山梨中央銀行

1. 規定の趣旨

この規定は、お客さまと株式会社山梨中央銀行（以下、「当行」といいます。）との積立式外貨普通預金の積立に関する取り決めです。

2. 預金契約の成立

当行は、お客さまからこの預金に係る、当行所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、この預金に係る契約が成立するものとします。

3. 取引の概要

積立式外貨普通預金とは、毎月1回お客さまが指定する積立日（以下、「積立日」といいます。）に、口座振替の方法で以下の取引を行う機能サービスです。

- (1) お客さまが積立金額として円貨額を指定する場合：「お客さまが指定した円貨額」を「お客さまが指定する円貨普通預金口座（以下、「引落口座」といいます。）」から引落とし、積立日の当行ホームページに掲載する外国為替相場で換算した外貨額をもって、「お客さまが指定する外貨普通預金口座（以下、「入金口座」といいます。）」に入金します。
- (2) お客さまが積立金額として外貨額を指定する場合：「お客さまが指定した外貨額」を積立日の当行ホームページに掲載する外国為替相場で換算した円貨額をもって、「引落口座」から引落とし、「お客さまが指定した外貨額」を「入金口座」に入金します。
- (3) 上記(1)(2)の場合において、外貨の補助通貨単位未満は当行所定の方法で取扱います。

4. 申込方法

- (1) お客さまが、当行所定の申込書兼口座振替依頼書（以下「申込書」といいます）に必要事項を記入のうえ、署名および「引落口座」の届出印を押印し、「引落口座」「入金口座」をお持ちの取引店に提出して、当行が承諾した場合に本取引を利用することができます。
- (2) 申込は、個人のお客さまに限ります（個人事業主、法人のお客さまは除きます）。

5. 申込内容の変更

- (1) お客さまは、当行所定の申込書に必要事項を記入のうえ、署名および「入金口座」、「引落口座」の届出印を押捺し、取引店に申し出ることにより変更することができます。
- (2) お客さまの申し出による申込内容の変更時期は、積立日の2営業日前までに取引店に申し出た場合は、最初に到来する積立日の積立分から変更するものとし、それ以降に申し出た場合は、次回の積立日の積立分から変更するものとします。

6. 積立開始時期および積立期間

- (1) お客さまから積立日の2営業日前までに本取引を申し込まれた場合は、最初に到来する積立日から積立を開始するものとし、それ以降に申し込まれた場合は、次回の積立日から積立を開始するものとします。
- (2) お客さまから本取引に関する変更または解除の申し出がない限り、同一条件で積立が継続します。

7. 積立

- (1) 積立金額は、あらかじめ円貨額指定、外貨額指定のいずれかをお選びいただき、積立の最低金額は以下のとおりとします。
 - ①円貨額指定の場合：5千円以上（1千円単位）
 - ②外貨額指定の場合：5千円相当額以上（1通貨単位）
- (2) 積立日が銀行休業日の場合は、翌営業日に積立を行います。ただし、月をまたぐ場合は、前営業日に積立を行います。また、積立日が29日から31日に指定し、当月にその応当日がない場合は、月末日を積立日とします。
- (3) 「引落口座」から円貨額を引き落とす場合は、普通預金規定にかかわらず、払戻請求書は不要とします。
- (4) 「引落口座」から、本取引以外の他商品・他サービスでの自動振替による引落しが積立日と同日に行われる場合、そのいずれを先に引落すかは当行の任意とします。
- (5) 当行所定の引落し処理時に「引落口座」の残高が引落金額に満たない場合や、総合口座の貸越可能額または随弃型カードローンからの貸越が発生する場合は、お客さまに通知することなく、積立を行いません。また、積立日当日の入金があっても、当行所定の引落し処理後に入金となった場合は、同様にその月の積立を行いません。
- (6) 積立が不能になった場合の翌月の積立金額については、翌月分のみを積立てるものとします。

8. 取引の通知

毎月の取引状況については都度の通知をいたしません。通帳を記帳のうえ確認してください。

9. 本サービスの停止

当行は、次の各号のやむを得ない事情により、本サービスを一時的に停止することがあります。

- (1) 災害、事変、通貨主権国の規制変更などの不可抗力と認められる事情により、当行が本サービスを行うことができない場合。
- (2) その他当行がやむを得ない事情により本サービスを停止せざるを得ないと判断した場合。

10. 解約

本サービスは、次の各号のいずれかに該当した場合、当行は、お客さまに通知をすることなく、解約することができます。

- (1) お客さまが当行所定の手続きにより本取引の解約を申し出た場合。ただし、積立日の2営業日前までに手続きを行うものとします。
- (2) お客さまが「引落口座」を解約された場合。
- (3) お客さまが「入金口座」を解約された場合。
- (4) 当行が本取引を営むことができなくなった場合。
- (5) やむを得ない事由により、当行が本取引の解約を申し出た場合。
- (6) 当行に対する解約の通知がないまま、長期間にわたり積立がなされない場合。
- (7) 届出事項の変更を怠るなどお客さまの責めに帰すべき事由により、当行においてお客さまの所在が不明になった場合。

11. 印鑑照合

当行が当行所定の書類に使用された印影を、届け出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めたほか、払戻請求者が預金払戻しの権限を有しないと判断される特段の事情がないと当行が過失なく判断して行った払戻しは有効な払戻しとします。

12. その他

- (1) この規定は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定にもとづき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。
- (2) この規定に定めがない事項については、「普通預金規定」および「外貨普通預金規定」により取扱います。

以 上